

自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』も取りまとめられました。この特則は、金融機関等が個人債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することを目的としています。

債務整理に関する具体的なご相談はローン借入先金融機関にお問い合わせください。詳細は「一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」以下のHPの手続きの流れをご覧ください。

[一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 \(dgl.or.jp\)](http://dgl.or.jp)